

実施期間
5月から
8月まで

早期発見・早期治療のために 受けよう!がん検診



胃がん検診・大腸がん検診・腹部超音波検診・骨粗しょう症検診・前立腺がん検診が始まります!

2月に各検診を申し込んだ方には、受診票が届きますので、申し込んだ方は、必ず受診してください。また、申し込みを忘れた方は、事前にお問い合わせください。前立腺がん検診については50歳以上の男性全員に通知します。川内地域

は、胃がん・大腸がん・腹部超音波検診の同日実施、そのほかの地域は、胃がん・大腸がん・腹部超音波・骨粗しょう症・前立腺がん検診の同日実施となります。ただし、甕地域については骨粗しょう症検診は別日程で実施します(9月実施予定)。

●本市の受診率状況

検診名	平成19年度	平成20年度
胃がん検診	13.2%	17.6%
大腸がん検診	17.7%	23.8%
腹部超音波検診	75.5%	73.2%
骨粗しょう症検診	69.3%	62.0%
前立腺がん検診	8.9%	13.8%

☑がんは早期に発見し、早期に治療することが大切です。本市では、まだ、がん検診の受診率が低い状況です。症状がないうちに検診を受けて、健康管理に努めましょう。

乳幼児健診を受けましょう

市では、子どもの成長・発達の大変な時期に乳幼児健診を実施しています。

子育て中の皆さんを支援する場でもあります。ぜひ、お越しください。

*生まれた月ごとに健診日を設定しています。健診前には個人通知します。

*都合の悪い方は日程や場所の変更ができますので、ご連絡ください。

*11～13カ月健診は医療機関での個別健診となります。母子手帳交付時に配布した受診票にて受けてください。

*都合により日程を変更する場合があります。ご了承ください。



●樋脇・入来・祁答院地域

(受付時間 13:15～13:30 場所:樋脇保健センター)

月	日	対象者			対象者		
		3～4カ月児	6～7カ月児	日	1歳6カ月児	2歳児 歯科	3歳児
4月	15	H 20.12	H 20.9	22	H 19.9	H 18.10	H 17.9
5月	27	H 21.1	H 20.10	29	H 19.10	H 18.11	H 17.10
6月	17	H 21.2	H 20.11	24	H 19.11	H 18.12	H 17.11
7月	15	H 21.3	H 20.12	22	H 19.12	H 19.1	H 17.12
8月	19	H 21.4	H 21.1	26	H 20.1	H 19.2	H 18.1
9月	16	H 21.5	H 21.2	30	H 20.2	H 19.3	H 18.2

●里・上甕地域

(受付時間 13:00～13:15 場所:上甕保健センター)

月	日	対象者			対象者		
		3～4カ月児	6～7カ月児	日	1歳6カ月児	2歳児 歯科	3歳児
4月	15	H 20.12	H 20.8	H 19.9	H 18.10	H 17.9	
6月	17	H 21.2	H 20.10	H 19.11	H 18.12	H 17.11	
8月	19	H 21.4	H 20.12	H 20.1	H 19.2	H 18.1	

●下甕・鹿島地域

(受付時間 10:00～10:20 場所:長浜地区コミュニティセンター)

月	日	対象者			対象者		
		3～4カ月児	6～7カ月児	日	1歳6カ月児	2歳児 歯科	3歳児
4月	16	H 20.12	H 20.8	H 19.9	H 18.10	H 17.9	
6月	18	H 21.2	H 20.10	H 19.11	H 18.12	H 17.11	
8月	20	H 21.4	H 20.12	H 20.1	H 19.2	H 18.1	

問合せ先=本庁市民健康課 (すこやかふれあいプラザ内) ☎0996(22)8811

ご利用ください 高齢者への各種助成制度



	事業の名称と支援の内容など	対象となる方	助成内容 (一部自己負担などあり)	必要なもの
120歳(電話予約のみ)	【高齢者おでかけ支援事業】 公共交通機関または公衆浴場の利用に係る運賃・入浴料の一部を助成	市内に1年以上居住している、満70歳以上の方	おでかけ支援助成券年間100円×40枚分を交付	●身分を証明するもの(健康保険証など) ●本人の印鑑(代理申請も可能。その場合は代理者の印鑑が必要)
	【はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業】 市の指定する施術者から施術を受けるときに、施術料の一部を助成	市内に1年以上居住している、満65歳以上の方	はり・きゅう・マッサージ施術受診券を年間1回800円×60枚分助成	
65歳以上の一人暮らし(電話予約のみ)	【緊急通報体制整備事業】 緊急時に電話機まで行けない場合にボタンを押すと、あらかじめ指定した緊急通報先へ通報する装置を貸与	おおむね65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者	*電話機に接続するため、電話機が必要	●申請者の印鑑 ●協力員(近隣者)、民生委員、連帯保証人(1人)
	【老人福祉電話事業】 電話(加入権)を貸与し、孤独感の解消、緊急時の通報に役立てる	おおむね65歳以上の所得税非課税世帯に属する、虚弱な一人暮らし高齢者	取り付け、取り外し工事費を市が負担 *基本料、通話料は自己負担	●申請者の印鑑 ●連帯保証人(1人)
	【高齢者訪問給食サービス事業】 食生活の改善と安否確認を行うため、昼と夜の2食以内を配食	日常生活を営むのに支障がある虚弱な65歳以上の一人暮らしの方、あるいは65歳以上の者のみで構成される世帯に属する方	元日を除く毎日、昼と夜の2食以内を配食(一部地域を除く) *1食当たり450円の自己負担	●申請者の印鑑
	【生活指導型ショートステイ事業】 養護老人ホームなどに一時的に入所宿泊させ、生活習慣などの指導および体調調節を図り、要介護状態への進行を防止する	おおむね65歳以上の高齢者で、基本的な生活習慣が欠如し、在宅での自立した生活に不安のある方	*1日当たり:381円と食料費(施設が定めた額)を自己負担	●申請者の印鑑 ●指定の健康診断書
	【生活支援型ホームヘルプサービス事業】 一人暮らしの高齢者の居宅に人材を派遣し、買い物などの身近な生活援助サービスを提供	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者などで、介護認定を受けていないが、日常生活に援助が必要な方	週1回、2時間以内の生活援助サービスを提供 *サービスの負担金として、1時間80円を自己負担	●申請者の印鑑
介護が必要な高齢者など	【高齢者日常生活用具給付事業】 火災報知器、自動消火器、電磁調理器の購入費用を助成	おおむね65歳以上で虚弱な高齢者 ●火災報知器・自動消火器=所得税非課税の寝たきりまたは一人暮らし高齢者 ●電磁調理器=心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要な一人暮らし高齢者	*生計中心者の前年度所得に応じて自己負担あり ●給付限度額 ①火災報知器=15,500円 ②自動消火器=28,700円 ③電磁調理器=41,000円を上限として助成	●申請者の印鑑 ●購入機器の見積書
	【ねたきり老人介護手当】 介護の労をねぎらい、在宅福祉の増進を図ることを目的に、手当金を支給	本市に1年以上居住し、要介護4・5の要介護高齢者を在宅で3カ月以上起居を共にしながら介護している方(当該高齢者の属する世帯全員が市民税の所得割非課税であること)	手当額30,000円を助成(半年間)	●介護者の印鑑・通帳 *申請時期は2月と8月です。
	【家族介護用品支給事業】 在宅で介護している方へ、紙おむつなどの介護用品購入費を助成	本市に1年以上居住し、寝たきりまたは重度認知症が3カ月以上続いている65歳以上の方で、次の①～③のいずれかに該当する方を在宅で3カ月以上介護している方 ①要介護4・5 ②身体障害者手帳1・2級 ③療育手帳A保持者	要介護者、介護者の属する世帯の市民税の課税状況により助成額が異なります ●課税世帯=36,000円(年間) ●非課税世帯=75,000円(年間)を助成	●介護者の印鑑

【問合せ先】=本庁高齢・障害福祉課(内線2173)および各支所市民生活課